

有害な部品や成分を含有する使用済み電気電子機器の輸出入に関する勧告(※仮訳)

電気電子機器は、処分時に環境及び健康に危険を及ぼす有害な部品や成分を含む可能性がある。バーゼル条約に従い、Waste Disposal Ordinance (WDO: 廃棄物処分規則)は、①有害成分や部品を含有する廃電気電子機器(WEEE)、及び②e-waste¹ (2018年12月31日から有効な規制)の輸出入を許可制により規制している。規制される廃棄物には、①ブラウン管(CRTs)、液晶ディスプレイ(LCD)、発光ダイオード(LED)及びプラズマディスプレイ等種々のディスプレイ技術を持つコンピュータモニター、ラップトップ、タブレットコンピューター及びテレビ、②蓄圧器、バッテリー、水銀スイッチ、プリント配線基板(電気電子機器から解体 及び/又は 破壊された状態)、鉛油又はポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む変圧器及びコンデンサー、並びに③一定の物質により化学廃棄物と見なされる程度にまで汚染された電気電子部品、が一般に含まれる。さらに、①リサイクルを目的としない非有害WEEE (WDO の別表6)、②WDO の別表7に掲げる有害物質で汚染されたWEEE、及び③e-waste¹ (2018年12月31日から有効な規制)の輸出入についても、WDOの下で同様に許可制としている。上記の廃棄物を輸入又は輸出する者はEnvironmental Protection Department (EPD: 環境保護署)から事前に許可を得なければならない。その義務に従わない場合は犯罪となり、200,000 ドルの罰金及び6 か月の懲役刑となり得る。要件の中では特に、環境に配慮した方法で廃棄物が管理される場合に輸出入許可が発行される。

WDO では、「廃棄物」を捨てられた物質又は物品と定義している。またWDOは、捨てられるか又は別の方法で廃棄物として扱われた物質又は物品は、廃棄物でないことが証明されない限り廃棄物と見なすと規定している。近年、裁判所は、廃棄物の輸出入規制を目的として、元の使用者が捨てた物質又は物品は、まだ機能する状態か有価で販売されるかに関わらず、WDO に規定される廃棄物であるとの判決を下している。このように、①有害な部品や成分を含有する使用済み電気電子機器(例えば、テレビ、コンピュータモニター、バッテリー)、及び②e-waste (2018年12月31日から有効な規制)は、当初意図した目的に修理なしで再使用される場合を除き、廃棄物と見なされ、上記の管理の対象となる可能性が高い。

電子廃棄物の違法な越境移動は地球規模の問題であることを踏まえて、近年 EPD はそのような廃棄物の輸出入を厳しく規制している。香港に入港又は出港する疑わしい貨物には、十分な検査が行われ、WDO に違反した者は起訴される。①有害物質又は部品を含む使用済み電気電子機器、及び②e-waste (2018年12月31日から有効な規制)の輸入者及び輸出者には、船積み前に貨物がEPD からの廃棄物の輸出入許可を必要とするかどうかを確認することを勧告する。そのような機器が輸入国で直接再使用される目的で輸出される場合には、廃棄物の輸出入許可是一般的にEPD から要求されない。しかしながら、輸入者及び輸出者には、そのような機器の香港への輸入又は香港からの輸出前に、輸出入時の規制への適合性の確認を円滑化するために、下記の措置を講ずることを強く勧告する。

- (i) 輸入の中古市場の実際の需要に適するように、適度に新しい型式や製造日の使用済み電子機器だけを選ぶこと。どのような場合も、製造年から5年以上経過しているものは避けることを推奨する。

- (ii) それらの使用済み機器が仕向地の技術的基準及び安全基準の両方に適合し、消費者にとって直接中古使用に適した状態であることを保証するために、使用済み電気電子機器を、輸出前に検査、修理、改修及び試験を行うこと。どのような場合も、破損又は故障している品物を貨物に入れることは認めない。
- (iii) それぞれの使用済み機器について、①検査、修理及び試験の結果(盛り込むべき内容は、ブランド名、モデル、シリアルナンバー、製造年、発見・修理された問題点・破損箇所、適合性試験を行った日付と結果)及び②試験に責任を持つ会社の詳細文書を適切に記録すること。試験は輸入国への出荷の2年以内に行うこと。上記全ての情報は、関係規制当局による検査・確認の求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
- (iv) それぞれの使用済み機器について、輸送時、積込み及び積み下ろし作業時の衝撃から保護するため、機器全体を適切かつ十分に個別こん包すること。それぞれの機器同士は、直接接触しないようにすること。また、積載されたものの重さに耐えることができるこん包をすること。それぞれの機器が区別できるように、判読可能なラベル又は張り紙(例:固有のシリアルナンバー)を貼り付けること。必要に応じて、こん包された貨物の写真を関係規制当局に提供すること。
- (v) 適切に中古販売されることを確保するため、輸入国の関係者と事前に契約を結ぶこと。輸入国において使用済み機器の輸入が許可されているか、また、荷受人又は買主は中古品販売目的の輸入が許可されているかを輸入国の規制当局に確認すること。

¹ WDOの定義上、「e-waste」はProduct Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)別表第6第2欄に掲げる品目であって捨てられたと見なされる電気電子機器。

環境保護署
2018年7月

※この仮訳は、情報の提供を目的としたものであり、経済産業省又は環境省が香港における規制の法的解釈や運用等について責任を有するものではありません。香港における規制の法的解釈の疑義、確認等については、法令を所管する香港当局（香港環境保護署）へ御照会願います。

【香港環境保護署の連絡先】

Territorial Control Office
Environmental Protection Department
Government of Hong Kong Special Administrative Region of the People's Republic of China
28th Floor, Southorn Centre, 130 Hennessy Road, Wanchai,
Hong Kong, China
Tel: (85 2) 28 38 31 11